

農地法関係申請に係る提出書類チェックリスト

★第3条許可申請

※譲受人が農業者でも許可がされない場合があります。

例：譲受人が耕作放棄地等を所有している、耕作面積が一定に満たない、所在地と申請地が著しく離れている 等

※次に記載されている提出書類は基本的なものです。申請の状況に応じて、チェックリストに記載されていない書類の提出が必要となる場合が多々あります。このチェックリストは一つの例として参照してください。

✓ 提出書類	備考
許可申請書	譲渡人・譲受人が複数の場合は連名で申請（人数が多い場合は別紙、割印対応可）右上部に捨印
1.土地の特定に関する資料	
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	申請前3ヶ月以内に法務局で発行されたもの (インターネット取得不可)
公図の写し	申請前3ヶ月以内に法務局で発行された 、申請地及び隣接地の地番が表示されているもの（インターネット取得不可）
位置図	10,000分の1から50,000分の1程度
案内図	2,000分の1程度（住宅地図等）
申請地の位置を特定した測量 図面で、分筆登記申請書に添	① 筆の一部である場合に添付。 ② 申請書において申請地を特定するための資料として添付する。
2.申請人に関する資料	
住民票の写し等	土地の登記事項証明書の住所と申請書の住所が異なる場合に添付（申請人の現住所が確認できるもの） 申請前3ヶ月以内に住民登録のある役所で発行されたもの
戸籍謄本等（氏名の変更を証 するもの）	婚姻等により氏名に変更が生じている場合に添付
法定相続情報一覧図の写し （相続関係説明図、戸籍謄本	登記簿上の地権者に相続が発生している場合に添付 （法定相続情報一覧図の写しは法務局にて発行）
遺産分割協議書	遺産分割協議が調っている場合に添付（上記の法定相続人全員が判明する資料の添付も必要）
3.土地の利用関係に関する資料	
契約書	土地の売買・賃貸借・使用貸借等に関する契約書
売却決定の期日調書又は公売 調書の写し等	申請地を競売・公売による取得する場合に添付。
判決所の写し等	申請地を確定判決により取得する場合に添付。
遺言証書の写し等	申請地の遺贈を受けた場合に添付。
和解調書の写し等	申請地を裁判上の和解により取得した場合に添付。
家事審判書の写し等	申請地を家事裁判・家事調停により取得した場合に添付。
賃借人の同意書等	貸付地を賃借人以外のものが取得する場合に添付。
土地所有者の同意書	賃借権を譲渡する場合に添付
解除条件付契約書	法3条第3項の適用による申請の場合に添付 農地の適正利用を確保するための契約解除等の条件が付記されたもの

4.法人が申請する場合に必要な資料	
法人の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。 申請前3ヶ月以内に発行されたもの。
定款又は寄付行為の写し	
役員会議事録	必要に応じて添付
組合員名簿又は株主名簿の写し	農地所有適格法人の場合
関連事業者との契約書の写し	農地所有適格法人の構成員に関連事業者がいる場合に添付
農商工連携法の法律に基づく認定証の写し	農地所有適格法人が農商工連携法等による認定を受けている場合に添付
5.譲受人の営農に関する資料	
住民票の写し等	譲受人の住所がわかるもの 申請前3ヶ月以内に住民登録のある役所で発行されたもの
申請地から譲受人の住所地までの通作経路図	住所地と申請地を赤線で結び、距離及び時間を明示したものを添付
譲受人の耕作証明	真鶴町外に住所を有する者の申請に添付
譲受人が真鶴町外に権利を有する農地明細書	真鶴町外に住所を有する者の申請に添付
申請地における営農計画書	
誓約書	計画通り耕作をすることの誓約書